

令和5年度 第1回明石市都市景観審議会 議事概要

日 時	令和6年3月18日（月）午後2時から午後4時まで
場 所	議会棟2階 第3委員会室
出席者	八木会長、辻副会長、栗山委員、竹内（利）委員、安谷委員、竹内（高）委員、安尾委員

1. 開 会 (14:00)

2. 会長・副会長の選出

委員の互選により、会長に八木委員、副会長に辻委員を選出。

3. 公開・非公開の決定

会議の公開、非公開について審議を行い、公開と決定。
傍聴者（2名）の報告。

4. 諮 問

「景観計画の策定について」
丸谷市長より八木会長へ諮問書を提出。

5. 議 事

協議事項

(1) これまでの景観施策の振り返り

～事務局より説明～

(委員から出された意見、質問等)

【委 員】

- ・景観行政団体移行後、景観計画の策定が遅れた理由は？

【事務局】

・後半の「景観計画の策定について」の中でもご説明いたしますが、中核市移行に伴い必要となった屋外広告物条例の制定と運用を優先するため、中断という形をとらせていただいております。

【委 員】

- ・事例にあった「明淡通りガイドライン」の資料を提供していただけますか。

【事務局】

- ・承知いたしました。

【委 員】

- ・資料別添3について、明石市は中核市移行に伴い景観行政団体となったのでしょうか。

【事務局】

- ・本市は中核市移行前の平成 27 年に、自主的に移行いたしました。

(2) 景観計画の策定について

～事務局より説明～

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

・「誘導」という言葉が使われていますが、指針の策定において、明石市としては「規制」ではなく「誘導」とされるのでしょうか。

【事務局】

・より拘束力のある「規制」を用いるケースもありますが、基本的には「誘導」として現状を踏襲していくことを想定しております。

【委員】

・基本的には今から新築・開発されるものに対する規制と認識していますが、既存の空き家等に対しても効力はあるのでしょうか？

【事務局】

・新築が前提ですが、必要に応じて、法に基づく指導を行うことが可能となります。空き家については、建築部局との連携により除却等も検討することとなります。

【委員】

・他市で、法による罰則規定が適用された事例はあるのでしょうか。
・代執行まで至っている市はほとんどないと思われませんが、どの程度実効性があるのでしょうか。

【事務局】

・具体的な事例は把握しておりませんが、担当者会議等の場で情報提供があればご報告いたします。

・法による罰則の適用は可能となりますが、罰則を適用することが目的ではなく、まずはルールを守っていただき、はみ出してしまったものについても、いきなり罰則ではなく、協議しながら慎重に進めたいと考えております。

【委員】

・景観計画が無くても、自主条例でも困っていないというのが実状でしょうか。

【事務局】

・実状でいえば、おっしゃる通り自主条例でも充実しておりますが、今後想定される、開発の乱立などに対する予防施策として策定したいと考えています。

【委員】

・取り組む理由としては、対外的なもの（景観行政団体でありながら景観計画が無いという現状について体裁を整える）と、よりよいまちづくりを推進するためという2つがあると思いますが、明石市としては後者に重点を置き、景観形成基本計画との両立型で進めようとしていることは理解しました。

・規模の大きい集合住宅等が増えており、今後、例えば海岸線の眺望を阻害するようなものについては、都市計画との連動などについて、計画の中に記載する必要があるかと思えます。

・景観形成基本計画の改訂について議論はあったのでしょうか。

【事務局】

・将来的には改訂も視野に入れております。

【委員】

・市民の質が向上しなければ、景観というハードルはなかなか超えられないと思えます。タウンミーティングや出前講座等について、一般市民へ周知する広報ツールはどのようなものを使っていますか。

・毎回同じ層のメンバーになり、参加するハードルが高くなってしまわないよう、誰でも入っていけるツールを工夫し、層をどんどん広げていただきたいです。

【事務局】

・市民へのPR方法については、今後考えてまいります。

【委員】

・景観という抽象的なイメージを市民がどこまで理解できるかが課題です。「うるおいのある」とはどういうものなのか、イメージするのは非常に難しいですね。

【事務局】

・計画において具体的に示せるよう、検討してまいります。

【委員】

・タウンミーティングは他市においてあまり聞かないのですが、私は市民が理解できる計画であるべきと考えるので、良い取り組みだと思えます。

・協議先に関係団体とありますが、具体的にはどのような団体ですか？景観を守る団体などがあればよいのですが。

【事務局】

・商工会議所や建設業協会、宅建業協会等との意見交換を考えております。

【会長】

・SDGsなどに取り組んでいる企業等をうまく誘導していただきたいです。

【委員】

・以前、公園を作る際のワークショップに参加したことがありましたが、様々な意見があり、なかなか1回では収まらないので、何度も話し合うことが必要かと思えます。

【委員】

・策定するからには、新しいことを始めるきっかけにしていきたいです。関西ではあまり事例はないようですが、景観協議会などのメニューもあるので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

【事務局】

・検討いたします。

【委員】

・明石はコミュニティ・まちづくりが非常に盛んであり、「明石モデル」ともいわれる

ほどよく知られ、様々な文化団体があります。また、コミュニティ創造協会は、あかねヶ丘学園の運営を担当しているのですが、それらの活動に連動して「景観」を組み入れてもらえると、より多くの市民に知られることとなり、広がりが期待できるのではないのでしょうか。

【会 長】

・コミセンなどにおいても学びの場として活動されているのでしょうか。

【委 員】

・中学校コミセンの改革もコミュニティ創造協会に請け負っていますので、これらも全部含めて、連携した活動の場として広げていけたらと思います。

【委 員】

・計画の全体を見て、これに反対する人はいないと思います。ただ、自分が関わることには反対されますよね。全体で盛り上げていき、反対しづらい雰囲気を持っていかないとなかなか進められないと思います。

【委 員】

・経験上、限定された地域で活動すると、自分事として取り組んでもらえるのですが、市内全域となると具体性が薄まるので他人事になってしまいます。やはり回数を重ねることが効果的で、事例で言えば、明石公園の樹木のあり方検討時ぐらいの議論は必要と思います。

【委 員】

・景観が良くなれば資産価値が上がるなど、具体的に示せると分かりやすいのですが。

【委 員】

・居心地の良さを測るバロメーターが「景観」であると。その価値を市民に理解していただくことが必要でしょうね。

【委 員】

・「子育てしやすい街」という経済的な面だけでなく、景色や文化・自然面でも新たな気付きを発見できるようなイベントを企画していただければ。

【会 長】

・現在、SNS活用の状況は？

【事務局】

・現在は活用していませんが、今後は検討したいと考えております。

【会 長】

・ネガティブチェックについても、規制という形を条例の中でしっかり方針として持つことも大事なかなと思います。

【委 員】

・この美しい海岸線を守るための高さ制限はぜひ厳しくしていただきたいです。

【委 員】

・今、西明石が再開発されている中で、海までの「軸」をうまく繋いでもらえると、景観上、西明石がよりよい街になるのではないのでしょうか。

【事務局】

・かつては空間計画の中で、山陽電鉄各駅から海岸線までの道を「海辺への道」とする構想もあり、今後も軸のひとつとして考えていくこととなります。

・景観法そのものは比較的新しい法律であり、明石市を含め、各自治体においては法律に先駆けて景観に関する取り組みを行ってきたという経緯があることから、景観計画はいわゆる行政計画ではございません。明石における行政計画としては「景観形成基本計画」がございまして、その考え方を踏襲しながら今後見直していくことにはなりますが、景観計画は、法に基づく規制・制限等のルールの枠組みを作るのが目的でございます。

・景観形成基本計画の基本的な考え方を修正する必要は無いと考えておりますが、社会情勢や街並みの変化をしっかりと押さえながら、景観計画の策定後、ひとつひとつ方針を見直していかざるを得ないのかなと考えております。

・全市的に広めるためには、先行モデル地区を作ることで他の地区もついてくるのかなと思っております。地域の力を使い、住民にとってメリットのある仕組みを作っていくことは今後の課題ですが、まずは景観計画としてよいものを作り上げたいと考えております。

【会 長】

・今回は第1回目として、様々な意見が出たことで非常によかったと思います。

・市民参画を通じて、景観の良さに気づき、守り、育て、次の世代へつなぐ流れが大切です。

・景観という絞り込んだ分野だけでなく、花や植物、生き物等、様々な問題を抱えているところがございまして、こういった面にも考慮できることが明石の特徴になればよいかなというのが今回の総評でございます。

・事務局からのご説明のとおり、順序だてて計画が進められることと理解しましたので、引き続き実りある議論が進められますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

6. 閉 会 (16:00)